相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字中原三九七番地、最後の住所群馬県前橋市岩神町三丁目一七番一七号　被相続人　亡　廣﨑　文一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

群馬県伊勢崎市太田町六四三番地三　相続財産管理人　司法書士　林田　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市島田町九〇〇番地一、最後の住所栃木県足利市田中町一五番地ニズイコーハイツｐａｒｔ２　八〇三　被相続人　亡　田名網智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

群馬県太田市新井町五一六番地四グランビル太田二〇一　いちろう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青木　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東大井一丁目二二番地、最後の住所東京都品川区八潮五丁目九番二号八潮南特別養護老人ホーム　被相続人　亡　須合　みづ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川二丁目三番地五、最後の住所東京都練馬区田柄四丁目二番一一号　被相続人　亡　飯塚　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北代八重子（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区下落合四丁目一五番、最後の住所東京都新宿区下落合四丁目一五番三―六〇一号ジュウェル下落合　被相続人　亡　橋谷　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所　相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸五丁目一六一番地、最後の住所東京都江東区亀戸五丁目二七番一七号　被相続人　亡　矢田　敬輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡坂町横浜西一丁目六二六五番地、最後の住所神奈川県相模原市南区鵜野森三丁目三二番二七―二〇八号　被相続人　亡　嶋本　征男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

神奈川県相模原市緑区橋本六丁目五番一〇号中屋第二ビル二―Ｅ高瀬総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上原子将巨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県新湊市作道一八二七番地、最後の住所富山県新湊市作道一八二六番地　被相続人　亡　沢田　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

富山県高岡市駅南五丁目四番一二号ＢＩＺビル二〇一　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市水口町城内三七五七番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町古城が丘一番四号　被相続人　亡　池田　専一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

滋賀県草津市野村二丁目一一番一号ヤマカワビル一階弁護士法人おうみ法律事務所くさつセンター　相続財産管理人　弁護士　古賀象二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市藤井町一丁目二二番、最後の住所大阪府岸和田市藤井町一丁目二二番七号　被相続人　亡　佐々木信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号　相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区御幣島五丁目一〇番地六、最後の住所大阪市西淀川区御幣島五丁目一七番八号　被相続人　亡　大若　洋二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

大阪市中央区北浜三丁目六番一三号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同　相続財産管理人　弁護士　清水　良寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市陶二九七四番地、最後の住所山口県山口市矢原七四〇番地三（矢原市営住宅Ａ三〇六）　被相続人　亡　八木　保雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二日

山口県山口市駅通り二―三―一八法曹ビル四階　相続財産管理人　弁護士　黒川　裕希

第29期決算公告　平成29年10月2日

東京都港区芝一丁目4番7号

株式会社ライクス

代表取締役　山口　裕介

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,211,282
	固定資産	7,081,805
	合計	19,293,088
負債及び純資産の部	流動負債	5,656,906
	固定負債	2,599,297
	株主資本	10,062,396
	資本金	450,000
	利益剰余金	9,616,851
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	9,504,351
	（うち当期純利益）	(879,693)
	自己株式	△4,455
	評価・換算差額等	974,487
	合計	19,293,088